

徳警吉  
第 29 号

金属くず  
取扱業 届済証

(従業者)

平成 30 年 3月22日

徳島県公安委員会



遵守事項 (抄)

- 1 行商をするときは、必ずこれを携帯すること。
- 2 未成年者から買い受けたりするときは、保護者の同意の有無を確かめること。
- 3 取引の際は、相手方の住所、職業、氏名並びに不正品でないかをよく確かめること。
- 4 不正品の疑いのある物を取り扱ったときは、直ちに警察官に申告すること。
- 5 取り引きした状況を、そのつど帳簿に記載すること。

徳警吉  
第 29-1 号

金属くず  
取扱業 届済証

(従業者)

平成 30 年 3月22日

徳島県公安委員会



遵守事項 (抄)

- 1 行商をするときは、必ずこれを携帯すること。
- 2 未成年者から買い受けたりするときは、保護者の同意の有無を確かめること。
- 3 取引の際は、相手方の住所、職業、氏名並びに不正品でないかをよく確かめること。
- 4 不正品の疑いのある物を取り扱ったときは、直ちに警察官に申告すること。
- 5 取り引きした状況を、そのつど帳簿に記載すること。